

第 10 回

高知県談合防止対策検討委員会

日 時 平成 25 年 1 月 15 日 (火)
14:00 ~ 16:00

場 所 高知市本町 5 丁目 3 - 20
高知共済会館 3 階 桜

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 事務局報告事項
- (2) 談合防止対策について
- (3) その他

3 閉 会

高知県談合防止対策検討委員会委員名簿（五十音順）

任期：H24.2.7～26.3.31

委員氏名	役職等	備考
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元（財）21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
下元 敏晴	弁護士	
（委員長） 甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長 元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報等審査会委員
山本 洋子	（有）瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報等審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph.D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

《県の談合防止対策の骨子》

～高知県談合防止対策検討委員会の間取りまとめを踏まえて～

1 入札制度の見直し

(1) 談合が行われにくい入札制度の見直し

① 競争性の確保

ア 一般競争入札の対象工事の拡大

一般競争入札の対象工事の範囲の拡大を検討

ただし、拡大による公共工事の質の低下やダンピング受注などの懸念への対応も併せて検討

イ 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大

入札に参加できる地域の設定範囲を広げ、競争性を高めるよう検討

ただし、地域防災力の維持・確保を図る視点も持って、拡大の範囲を検討

ウ 指名競争入札の指名業者数の拡大

指名競争入札の指名業者数は、下限のみ規定するよう検討

エ 入札参加資格の拡大

土木一式A等級の事業者のみを入札参加資格とする入札における競争性を高めるため、一部にB等級同士のJVの入札参加資格を認めるなどの工夫を検討

② 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大

施工計画の配点の比重を大きくすれば、入札価格の差を大きくしないと落札できなくなることから、談合を発覚させやすいよう、総合評価方式における施工計画とその他の評価項目の配点の見直しを検討

また、施工計画を求める案件の拡大については、工事の内容や事業者にかかる負担も考慮して検討

(2) 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

○ 工事費内訳書の提出

談合の疑義が生じた場合のチェックに活用できるとともに、事業者の積算能力の向上にも繋がるため、入札時に工事費内訳書を提出させることを検討

(3) 談合を行うに至った原因・背景を踏まえた入札制度の見直し

① ダンピング受注の防止

○ 調査基準価格について

健全な競争による健全な利益の確保を図るため、施工現場の実態等に応じた積算となっているか、また、現在の調査基準価格等が妥当な基準となっているかを検証し、状況に応じ、基準の引き上げを検討

② 総合評価方式における評価値の算出方法の変更

健全な競争による健全な利益の確保を図るため、総合評価方式における落札者の決定方法として、低価格入札による落札を回避できる可能性が高いとされる加算方式を検討

③ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）

事業者が供給過剰の状態となっていることから、意欲のある事業者の協業化や合併が促進されるよう、協業化等のメリットを周知するとともに、より協業化等が進むよう必要な対策を検討

また、新分野進出の支援策も検討

(4) 適切な入札手続の執行

○ 総合評価方式の施工計画の審査手順の見直し

官製談合の防止のため、総合評価方式の施工計画の審査を入札書の提出期限後開札前に行うよう変更

2 ペナルティーの強化

(1) 指名停止期間の見直し

指名停止期間について、他県の状況なども踏まえ、長期・短期の見直しを検討

(2) 独占禁止法における再度の違反に対するペナルティーの強化

① 指名停止

独占禁止法の再度の違反に対して厳しい措置で臨むよう、遡及対象期間の延長と加算月数の増加を検討

② 賠償金

独占禁止法の再度の違反に対して厳しい措置で臨むよう、他県の状況も踏まえ、再度の違反に対する加算を検討

(3) 主導的立場に対するペナルティーの強化

○ 賠償金

主導的立場に対して厳しい措置で臨むよう、他県の状況も踏まえ、主導的立場に対する加算を検討

(4) その他のペナルティーの強化

① 指名停止事由の追加

指名を受けたことを他者に漏らした場合や談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合など、公正な入札を阻害する事由については、指名停止とすることを検討

② 総合評価方式における減点項目の新設

独占禁止法違反による指名停止措置を受けた場合、一定期間、総合評価方式において減点措置をとることを検討

③ 入札参加資格における地域点数の減点

入札参加資格における指名停止措置に関する減点の下限の引き下げを検討

3 コンプライアンスの徹底

コンプライアンスが継続的に徹底されるよう、事業者にコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを下げることを検討

《県の談合防止対策の骨子に対する県議会企画建設委員会の意見》

○ 全体的なこと

- ① 制度を複雑化することで、業者にも、管理する発注者にも労力がかかってくる。また、不正が巧妙化、潜在化する。隠れるところのないシンプルな方法で競争したほうが、コストもかからず、良い方法。制度はシンプルにし、違反があれば即退場させるというくらいにペナルティーを強化すればいい。
- ② 受注できない時期に向けて、談合までして取らざるを得なかったという実態があるのでは。
- ③ 談合が行われた都度に発覚ができるように、しっかりとしたチェックができる体制の検討が必要。
- ④ 談合防止対策検討委員会の委員に建設業協会の者を入れて対策を考えていく検討が必要。

1 入札制度の見直し

(1) 談合が行われにくい入札制度の見直し

① 一般競争入札の範囲・地域要件の拡大

- ア 指名競争から一般競争に変え、総合評価を適用するとしても、競争性が必ずしも上がるとは言えない。
- イ 地域に零細な土木業者がいることも念頭に検討が必要。
- ウ 一般競争入札の範囲の拡大については、談合の防止と併せて、地域の業者をいかに守り育成するかという観点もいる。
- エ 一般競争入札の適用の下限を引き下げれば、地域のB、C等級といった業者が仕事を確保しづらくなる。ひいては、倒産や従業員の解雇につながる。何のために今回の改正をするのか、意味を失うと思う。
- オ 県下6ブロックで入札参加させることもベストではない。
雇用を考えれば、家の近くで働けるほうがいい。建設業で働く人は、一方で農業や林業、漁業をしている人もいる。地域要件が6ブロックになり、通勤に時間を取られれば、そういった仕事ができず、収入減になる。雇用が正常に機能するのか。

② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

〔工事費内訳書の添付の義務化〕

- ア 工事費内訳書を提出させるのはいい。特殊な工法等の場合、透明性を高め、積算しやすい環境を作ることが必要。
- イ 自ら積算せずに応札するような業者にはペナルティーをかけて、入札参加を制限するとかすればいい。

③ 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し

〔調査基準価格の引き上げ〕

積算単価の下落の話はいろいろな業者から聴く。現場現場で状況は違う。現場に応じた単価の設定の仕方があるのではないか。

〔予定価格の上限拘束性の廃止〕

予定価格は標準的な価格であって、市場の価格によってはそれを上回ることもありえる。法改正の要望等が必要。

※ その他入札制度に関する意見

ア 新規採用者の有無等、会社の形態もみたうえでそういった点も評価をすることが必要。

イ 総合評価方式において、例えば技術者を養成するところを評価するといった検討が必要。

ウ 県民の利益、安心・安全の確保ができる入札制度となるよう検討が必要。

(2) ペナルティーの強化

〔指名停止期間の長期・短期〕

ペナルティーを強化しても実際に実行しないと抑止力にはならない。

(3) コンプライアンスの徹底

〔総合評価方式〕

業者のコンプライアンスの徹底に関することを総合評価の項目に取り入れてはどうか。

《 コンプライアンス研修の実施状況 》

1 事業者向けコンプライアンス研修

(1) 概要

ア 目的

建設業者等の役員等に対して、独占禁止法の遵守などコンプライアンスの徹底を促進することにより、公正かつ自由な競争の促進を図る。

イ 講師

公益財団法人 公正取引協会

事務局長 杉浦 總一郎 氏 (元公正取引委員会職員)

ウ 対象者

県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格を持つ事業者の役員及び営業担当責任者

エ 研修内容

- 公正取引協会講師による講演 (2時間)
 - ・どのような行為等が談合となるのか、談合に繋がる恐れがあるのか。
 - ・談合がなぜいけないのか。
 - ・独占禁止法の趣旨及び違反した場合の行政処分等
 - ・企業のコンプライアンスの必要性、体制の構築及び実行ある運用
- 県職員による県におけるコンプライアンス徹底の取組の説明 (20分)
 - ・副知事通知「公正な入札・契約の実施について」に基づく、働きかけへの対応等

オ 実施時期等

7月23日～25日に、4ヶ所(田野町、高知市、須崎市、四万十市)において5回開催。

(2) 実施状況

ア 参加者

項 目		有資格 業者(者)	参加業者 (者)	参加率 (%)	参加人数 (人)
本店が県内にある工事業者		1,464	887	60.6	1,054
内 訳	A等級	26	26	100.0	55
	B等級	217	196	90.3	252
	C等級	328	228	69.5	256
	土木一式	376	176	46.8	205
	その他(土木一式無し)	517	261	50.5	286

項 目	有資格 業者(者)	参加業者 (者)	参加率 (%)	参加人数 (人)
本店が県内にあるコンサル業者	190	136	71.6	147
本店が県外にある工事業業者	471	175	37.2	195
本店が県外にあるコンサル業者	338	101	29.9	92
その他(関係機関)				17
合 計	2,463	1,299	52.7	1,505

※ 工事・コンサルの両方の資格を持つ事業者は、参加業者欄はそれぞれに計上しているが、参加人数は工事分に計上。

イ アンケート結果

項 目	(十分)理解できたと 回答した者の割合(%)
独占禁止法の趣旨	94.3
談合がなぜいけないのか	93.6
談合と認定される行為	93.8
独占禁止法違反に対する公正取引委員会の処分	92.6
コンプライアンス体制整備の必要性	89.9

※ 母数はアンケート回答者1,256人(参加者の83.5%)

2 職員向けコンプライアンス研修

(1) 計画

ア 目的

最低制限価格の事後公表制への移行や予定価格の事後公表拡大等の中で、外部からの不当な働きかけへの対応等、職員一人ひとりがより一層コンプライアンスを意識して業務に当たる必要があることから、定期的な研修を行い、職員にコンプライアンスの徹底を定期的を図る。

イ 対象者

土木部全職員(管理職員を含む)。

なお、建設工事等の入札契約事務に携わる県職員全体のコンプライアンスの意識の向上を図るため、他部局職員にも研修会への参加を積極的に呼び掛け。

ウ 定期的な研修受講と研修会の開催

土木部職員は、2年に1回は研修会に参加することとし、土木部職員の概ね半数が受講できるよう毎年研修会を開催。

エ 研修内容

○ 関係法令(独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等)の周知徹底

・談合が許されない理由、談合に関与した場合の罰則等について確認する。

- 県の入札契約制度の周知徹底
 - ・ 予定価格、最低制限価格、指名業者等の公表時期について確認する。
 - ・ 職員への働きかけ（予定価格に関する照会、指名要望等）に対する対応について確認する。
- その他、コンプライアンスの徹底に関する事項の周知徹底

(2)実績

ア 平成24年度

(ア) 参加者

	参加者 (人)	職員 (人)	参加率 (%)
土木部職員	329	760	43.3
他部局職員	147		
合計	476		

(イ) 講師

公益財団法人 公正取引協会

事務局長 杉浦 総一郎 氏 (元公正取引委員会職員)

(ウ) 実施時期等

9月5、6日に、高知市において2回開催。

イ 平成23年度 (平成22年度に参加していない者を対象に実施)

(ア) 参加者

	参加者 (人)	職員 (人)	参加率 (%)
土木部職員	122	785	15.5
他部局職員	31		
合計	153		

(イ) 講師

桐蔭横浜大学法科大学院 客員教授 鈴木 満 (弁護士、元公正取引委員会職員)

ウ 平成22年度

(ア) 参加者

	参加者 (人)	職員 (人)	参加率 (%)
土木部職員	716	792	90.4
他部局職員	118		
合計	834		

(イ) 講師

公正取引委員会事務総局四国支所 総務課長

《談合情報等対応マニュアルの運用状況(H24.12末 現在)》

※上段:件数(件)、下段:入札件数に対する割合(%)

	談合疑義事実			外部談合情報		
	建設工事	委託業務	計	建設工事	委託業務	計
入札件数	1,797	1,242	3,039	1,797	1,242	3,039
談合疑義報告件数	28	14	42	2	1	3
	1.6	1.1	1.4	0.1	0.1	0.1
調査件数 (公取・警察通報件数)	26	11	37	2	1	3
	1.4	0.9	1.2	0.1	0.1	0.1
内 見積根拠資料徴収件数	25	11	36	2	1	3
内 事情聴取件数	23	9	32	2	1	3
談合認定件数	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

最近の法令違反等の事例

< 1 指名停止 >

年度	項目	件数	内容	標準月数
	粗雑工事	1	県発注工事での工事成績評定点の合計が50点未満となった	2月
	契約違反	1	正当な理由がなく完成期日に完成できなかった	2週間
	県発注工事における工事関係者事故	4	全治60日以上の負傷者を生じさせ、かつ労働基準監督署からの指導票・是正勧告書等があった	2週間
22	落札後契約辞退	2	落札したにも関わらず契約を辞退した	2週間
	低入札価格調査制度	3	調査基準価格を下回る入札となったにも関わらず入札時に見積内訳書が提出されなかった ・低入札調査資料を提出したもの、添付すべき資料の添付がなく、また記載すべき事項の記載がない	2月

年度	項目	件数	内容	標準月数
	県発注工事における工事関係者事故	2	全治60日以上の負傷者を生じさせ、かつ労働基準監督署からの指導票・是正勧告書等があった	2週間
	労働安全衛生法違反	1	掘削用機械の作業にあたり、資格を有しない者を機械の運転業務に就かせた	1月
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	1	事業所から出た廃棄物を自社敷地内に埋め、廃棄物の不法投棄を行った	2月
23	落札後契約辞退・契約取消	5	落札したにも関わらず契約を辞退した	2月
	低入札価格調査制度	3	調査基準価格を下回る入札となったにも関わらず入札時に見積内訳書が提出されなかった ・低入札調査資料を提出したもの、添付すべき資料の添付がなく、また記載すべき事項の記載がない	2月

年度	項目	件数	内容	標準月数
	契約違反	6	・正当な理由がなく完成期日に完成できなかった ・現場代理人が他の工事の現場代理人と重複し常駐義務を怠った	2月
	県発注工事における工事関係者事故	2	全治60日以上の負傷者を生じさせ、かつ労働基準監督署からの指導票・是正勧告書等があった	2週間
	独占禁止法違反	1	国土交通省又は高知県が発注する土木工事において独占禁止法に違反する行為を行った	県発注工事 10月 県内業務 8月
24	経営事項審査関係違反	1	虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果をもって、公共工事の発注者に対し入札参加資格申請を行い、入札参加資格を得た	5月
	労働安全衛生法違反	2	・労働基準監督署に虚偽の内容の労働災害を報告した ・労働者が墜落するおそれのある場所に、危険を防止するための必要な措置を講じなかった	1月
	職業安定法違反	1	会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、労働者供給事業を行う者との供給契約に基づいて、労働者を工事現場等での労働に従事させた	2月
	道路交通法違反	1	道路交通法違反（ひき逃げ）及び自動車運転過失致死容疑で役員が逮捕された	2月

< 2 監督処分 >

年度	項目	件数	内容	処分内容
22	該当なし			
23	項目	件数	内容	処分内容
	労働安全衛生法違反	1	掘削用機械の作業にあたり、資格を有しない者を機械の運転業務に就かせた	指示
	贈賄	1	将来施工予定の公共工事に、下請業者として参入することを希望し、当該役員が町議会議員に対しあっせん方の請託をし、贈賄した	許可取消
	覚せい剤取締法違反	1	当該役員が覚せい剤を長期間に渡り自己使用した	許可取消
24	項目	件数	内容	処分内容
	労働安全衛生法違反	2	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署に虚偽の内容の労働災害を報告した ・労働者が墜落するおそれのある場所に、危険を防止するための必要な措置を講じなかった 	指示
	経営事項審査関係違反	1	虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果をもって、公共工事の発注者に対し入札参加資格申請を行い、入札参加資格を得た	営業停止 30日
	独占禁止法違反	1	国土交通省及び高知県が発注する土木工事での独占禁止法違反行為を行った	営業停止 30日又は45日
	職業安定法違反	1	会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、労働者供給事業を行う者との供給契約に基づいて、労働者を工事現場等での労働に従事させた	営業停止 3日